

多摩美術大学ハラスメント防止宣言

多摩美術大学は、高度な学理技能を教授研究し、国際社会
に対応する幅広い教養を身につけた人格の形成を目的とす
る機関として、いかなるハラスメントも容認しません。

1. 多摩美術大学は「建学の理念」において、自由なる精神を唱え、美術とデザイン、批評と理論の最先端で創作・理論研究を实践し、個性的な芸術文化の継承と創造を担う人材の育成を大学の使命とし、そのための創造研究と教育の基本的な精神を明らかにしている。
2. 建学の理念や精神を踏まえての大学運営を支えるには、全ての構成員が、お互いに対等な人格を持つ者と認め合うことが重要である。個人の人格の尊敬、つまり個人の自由や権利を尊重しあうことが何よりも必要である。この前提の下に、大学では相互の信頼関係や指揮命令等に基づく協同作業が行なわれている。しかしながら大学は多様な価値観を保障するが故に、ハラスメントが起こる空間になりやすい。本学の構成員(専任教職員、非常勤教職員、学生等)は、このことを十分に自覚して、健全な環境の維持に努めなければならない。
3. 教育研究活動に関わる大学運営において、その地位や影響力を持つ者は、それを有効に活用することで、大学に貢献することを期待されている。しかし、そうした権限や影響力を不当に行使し、また職務を逸脱して、教育・研究・指導を受ける学生や職務に従事する者の人格や権利を侵害することは、決して許されることではない。
本学の理念や精神に基づき、全ての構成員は、自由と権利を享受すると同時に、厳しい規律を自らに課しながら、教育、創造研究、就業活動に従事すべき義務を等しく負っているのである。
一方、ハラスメントの被害者は、深刻な苦痛を蒙るだけでなく、本来の生活を取り戻すために長い時間を要するなど、精神面、健康面、経済面でも、重い負担を負う場合が少なくない。
4. それらは大学全体にとって重大な損失となる。前途有為な人材の育成が滞り、学生や教職員の能力が存分に発揮されないことになるからである。それは、これまで築いてきた職場や教育環境を破壊することにもつながりかねない。大学では何よりも、ハラスメントが生じない環境を整備することが重要である。しかし不幸にもハラスメントが生じた場合には、直ちに被害者の権利回復と救済に着手し、健全な環境を取り戻すよう努力しなければならない。当事者への支援、専門家による相談、あるいは関連機関との連携協力による柔軟かつ適切な対応を速やかに行い、誠心誠意、問題解決に取り組む必要がある。また周囲の無理解や傍観者の態度は事態を悪化させ、問題解決を遅らせてしまうことにも注意を促したい。
5. 以上のように本学は、全ての構成員の厳しい自己規律と誠意ある努力を強く求め、ハラスメントの防止に努めることをここに明らかにするものである。

平成 17 年 4 月 1 日

学校法人多摩美術大学 理事長
多摩美術大学 学 長